

保健所業務の改善に関する要望書

三重県知事 鈴木英敬 殿

NPO 法人 グリーン Net

武藤安子

日頃より愛護動物との共生事業にご尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、本書は、3 月 9 日に開催しました第 2 回意見交換会において、参加市民より出された意見をまとめた要望です。動物との共生推進と、保護を担う保健所業務の改善につながる重要な事項ですので、即時、確実に業務へ反映されま

すようお願い申し上げます。
また、本要望について、本県のお考えを 4 月 26 日までにご回答いただけますようお願いいたします。

<p>要 望 ①</p>	<p>1. 保健所は、駆除目的に捕獲された猫の引取りをやめてください。 (幼齢猫を含む) 2. 駆除目的に捕獲された猫が持ち込まれた場合は警察へ通報をしてください。</p>
<p>趣旨 概要</p>	<p>動物愛護法の基本原則に反し、虐待、殺傷犯罪、器物損壊罪、窃盗罪などの違法性があるため、行政は引取りを拒否し、警察へ通報してこれらの犯罪を未然に防がなければならないものと考えます。本県は動愛法施行規則第 21 条 2 を根拠として、生活保全上の支障を防止する名目で引取りを行っていますが、この条文は所有者から引取りを求められた場合の追記です。したがって、施行規則第 21 条 2 を根拠とした所有者不明猫の引取りはできません。</p>

<p>要 望 ②</p>	<p>保健所に收容した自活できない動物への給餌体制を整備してください</p>
<p>趣旨 概要</p>	<p>收容した自活できない動物の給餌を行わず、衰弱、餓死させている現在の保健所は、動物虐待、殺傷犯罪に相当します。給餌給水は職務であり、職員は昼夜・休日を問わず、この職務に当たらなければならないと考えます。前回の要望に対する回答書(健福 05-6063 号)には、「現状として、保健所のみでの対応が困難なことから、今後ともボランティア団体等の協力を得ながら」と書かれていますが、保健所では対応していないのが現状です。まずは保健所職員で給餌体制を整えることが先決です。この現状において労使関係・請負関係にないボランティアへの依存は単なる職務怠慢と思われま</p>

<p>要 望 ③</p>	<p>1. 保健所は、所有者の有無、譲渡の有無、予算の上限にかかわらず、収容した全ての負傷動物の診療を行い、適切な処置をしてください。 2. 治療回復した猫は殺処分せず、リリースをしてください。 3. 注射による安楽殺処分も診療簿に記載してください。</p>
<p>趣旨 概要</p>	<p>本県は、前回の要望に対して、「負傷動物に対して、少しでも多くの命が助けられるよう、獣医師会の協力のもとで適切な治療を行っていきたい」と回答（健福 05-6063 号）されていますが、その後も骨折を放置して状態を悪化させる事例がありました。何の治療も施さずに殺処分するなど、情報開示した診療簿から適切な治療が行われていないと推察されます。手術を要したり、重篤な症状の場合、1頭あたり2万円の予算では回復までの治療が見込めないと思われます。 また注射による安楽殺処分は治療にあたらなとして診療簿に記載していない職員がいらっしゃいますが、どのような処分をしたのか記録するのは命を預かった県の責務と思われます。</p>

<p>要 望 ④</p>	<p>飼い主不明猫にまつわる苦情・相談に対し、駆除ではなく、自己防衛の方法や TNR・地域猫などの共生の取り組みをアドバイスするようマニュアルを作成し、保健所職員に徹底させてください。</p>
<p>趣旨 概要</p>	<p>餌やりさんに対し「餌をやらないように」「自分の家に入れて飼うように」「餌をやるなら飼い主責任を」等と誤った指導をしたり、猫の糞尿等の苦情主に「民事で訴えるように」と煽ったり、自治会に餌やり禁止のチラシを回覧させたりと、共生の取り組みとは真逆の指導をしている職員が多数いらっしゃいます。このような指導は住民同士を争わせ、コミュニティを破壊し、猫問題から人間関係を深刻化させている要因となっています。 餌をあげる行為はボランティアであり、猫の命を守るだけでなくゴミを漁るなどの被害を防ぐ公益活動でもあります。環境を守るため、地域住民の理解・協力が得られるような指導が必要です</p>